

小山工業高等専門学校技術室規程

制 定 平成20年4月1日

最終改正 令和7年3月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）教育研究技術支援部規則第4条第2項の規定に基づき、技術室の組織及び運営について定める。

(業務)

第2条 技術室においては、次の業務を行う。

- 一 学生の実験実習の技術的指導及び安全管理に関すること。
- 二 卒業研究に関する技術的指導及び安全管理に関すること。
- 三 教育教材作成の支援に関すること。
- 四 教員の研究活動に伴う技術的支援に関すること。
- 五 技術の研究、改善、継承及び保存に関すること。
- 六 技術研修に関すること。
- 七 民間等との共同研究、地域連携業務及び公開講座の実施等に伴う技術的支援に関すること。
- 八 学生の課外活動の技術的支援に関すること。
- 九 実験実習機器の管理保全に関すること。
- 十 技術室職員の労働時間、休暇及び出張に関すること。
- 十一 情報科学教育研究センターに関すること。
- 十二 地域イノベーションサポートセンターに関すること。
- 十三 ものづくり教育研究センターに関すること。
- 十四 その他教育及び研究の支援に関すること。

(技術長)

第3条 技術室に、技術長を置き、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

2 技術長は、教育研究技術支援部長の推薦に基づき、校長が任命する。

3 技術長は、上司の命を受け、技術室の業務を統括する。

(グループ)

第4条 技術室に次のグループを置く。

- 一 第1グループ
- 二 第2グループ
- 三 第3グループ

2 前項の各グループに、グループ長を置き、技術専門員又は技術専門職員をもって充てる。

3 グループ長は、教育研究技術支援部長の推薦に基づき、校長が任命する。

4 グループ長は、上司の命を受け、グループの業務を処理する。

(グループの業務分掌)

第5条 第1グループは、主として機械工学科及びものづくり教育研究センターの第2条に掲げる業務を行う。

2 第2グループは、主として電気電子創造工学科及び情報科学教育研究センターの第2条に

掲げる業務を行う。

3 第3グループは、主として物質工学科，建築学科，一般科及び地域イノベーションサポートセンターの第2条に掲げる業務を行う。

4 各グループは，他のグループから業務に関する協力依頼があった場合は，可能な限り他グループの業務を支援するものとする。

(研修)

第6条 技術長は，技術室職員の研修に務めなければならない。

2 研修は，職務の遂行に必要な知識及び技術等を修得させ，職員の能力及び資質等を向上させる内容のものとする。

(事務)

第7条 技術室に関する事務は，同室において処理する。

(その他)

第8条 技術室に関し必要な事項については，別に定めることができる。

附 則

1 この規程は，平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校技術室規程（平成14年3月13日）は廃止する。

附 則

この規程は，平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和7年4月1日から施行する。